

別紙：コメント13

JAB RL380:2020（第3版ドラフト）に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
13	鈴木英伸	1 適用 範囲 と 付 属 書 3		G	放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (第22回原子力規制委員会の資料2)を見てのコメントです。 サービス事業者(3者)の報告書をネットで閲覧して、認定の実態はR I法施行規則に定める測定結果の期間毎の集計、又線量の算定結果の集計も認定されている。 現行の認定指針と附属書3(参考)実効線量及び等価線量の算定方法の例では、R I法施行規則が定める ・外部被ばくによる線量の	R I法施行規則に定められているのは次の ・外部被ばくによる線量の測定の結果の期間ごとの集計(第二号) ・測定結果からの期間ごとの算定(第五号) ・実効線量の算定の結果の毎年度集計等(第五の二号)です。 法の支配の尊重という原則に基づき、R I法施行規則の定めを、現行指針の適用範囲に、例えば次のように改訂し、集計を包含する事ができればよいと思います。 「個人線量当量の測定(測定結果の集計を含む)を行う機関(個人線量当量の測定結果に基づいて実効線量及び等価線量の算定(線量算定結果の集計含む)を行う機関を含む)を認定する場合に用い	× 本認定制度は、基本的に個人線量測定の信頼性確保が目的である。しかし、その測定値は、法令に基づき実効線量及び等価線量の算定に用いられ、測定機関がその算定まで行う場合が多いことから、この認定の範囲に含め、法令にはない具体的算定方法を附属書で規定しているものである。一方、算定結果の集計については、算定値の処理であり、法令で期間等が明確であることからRL380の所掌範囲外である。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>測定の結果の期間ごとに集計（集計期間；脚注1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定結果からの期間ごとの算定（算定期間；脚注1参照） 実効線量の算定の結果の毎年度集計等（集計期間；脚注1，2参照）。 <p>付属書3からは、これらの手順が見えてこないのですが、どのような基準文書で集計を認定するかご教示ください。</p> <p>認定指針とサービスの実態（3者の報告書）が乖離している様に思えますので、指針の適用範囲に集計という用語を、例えば次の様に追加し、認定の基準文書にすべきです。</p> <p>「個人線量当量の測定（測定結果の集計を含む）を行う機関（個人線量当量の測定結果に基づいて実効線量</p>	<p>る。」</p> <p>この改訂された適用範囲に合わせて、例えば付属書3に次を加筆改訂する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定結果の集計 算定結果の集計（5年累積集計を含む） <p>又、電離則の告示では「実効線量の算定は、外部被ばくによる一センチメートル線量当量を外部被ばくによる実効線量とし、当該外部被ばくによる実効線量と前条の規定により計算した内部被ばくによる実効線量とを加算することにより行うこと。」とあります。（RI法施行規則 第二十条の縛りも同様）</p> <p>ところで ある事業者のホームページで I L A C - M R A の標章と J A B の標章のついた報告書があり、この報告書の見方に 「※その他：装着部位で「場所」</p>	<p>⇒このコメントは、RL380 ドラフトとは関係が無いので、ここでのコメントはいたしません。</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>及び等価線量の算定（線量算定結果の集計含む）を行う機関を含む）を認定する場合に用いる。」</p> <p>認定基準の序文に「線量計を用いた個人線量測定試験分野の特殊性に合わせてより詳細に記述した指針であり、・・・」とありますので、指針は法の支配の尊重という原則に則ってお願いします。</p> <p>脚注1 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定には測定した者の氏名が必要、 ・算定には算定した者の氏名が必要、 ・集計には集計した者の氏名が必要 <p>これらが法の縛り。</p>	<p>は、環境線量として算定し、H10を周辺線量当量H*10として示します。」と説明してありました。</p> <p>この装着部位で「場所」という測定サービスは、認定の範囲外にあたりませんか。範囲外であれば標章を付けての報告は行えないのではありませんか。（ページを改め、ロゴなしの報告書とさせるべきです。）</p> <p>ご確認ください</p>	
<p>脚注1 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則</p>							

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
第四章 測定の義務等から							
第二十条第一項第4号の二							
二 外部被ばくによる線量の測定の結果については、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録すること。							
イ 測定対象者の氏名							
ロ 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）*							
ハ 放射線測定器の種類及び型式							
ニ 測定方法							
ホ 測定部位及び測定結果							
三（略）							
四（略）							
五 第二号から前号までの測定結果から、原子力規制委員会の定めるところにより実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。							
イ 算定年月日							
ロ 対象者の氏名							
ハ 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）*							
ニ 算定対象期間							
ホ 実効線量							
ヘ 等価線量及び組織名							
五の二 前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量（前号により四月一日を始期とする一年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。							
イ 集計年月日							
ロ 対象者の氏名							
ハ 集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）*							
ニ 集計対象期間							
ホ 累積実効線量							
*）放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (第22回原子力規制委員会 資料2より)							

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
脚注 2							
電離則 (線量の測定結果の確認、記録等)							
第九条 2 事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。							
一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性 (次号又は第三号に掲げるものを除く。) の 実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計							
二 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性 (五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのないものに限り、次号に掲げるものを除く。) の 実効線量の三月ごと及び一年ごとの合計							
三 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性 (緊急作業に従事するものに限る。) の 実効線量の一月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計							
四 女性 (妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。) の 実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計 (一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三月ごと及び一年ごとの合計)							
五 人体の 組織別の等価線量の三月ごと及び一年ごとの合計 (眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計)							
六 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計							
(労働省告示第九十三号)							
(線量の算定方法)							
第三条 規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。							
一 実効線量の算定は、外部被ばくによる一センチメートル線量当量を外部被ばくによる実効線量とし、当該外部被ばくによる実効線量と前条の規定により計算した内部被ばくによる実効線量とを加算することにより行うこと。ただし、規則第八条第三項の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定を行った場合にあつては、当該部位における一センチメートル線量当量を用いて適切な方法により計算した値を外部被ばくによる実効線量とすること。							

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。